

行政財産の貸付けに関する契約書

賃貸人 岩出市（以下「賃貸人」という。）と賃借人 （以下「賃借人」という。）とは、次の条項により、行政財産の有償貸付契約を締結する。

1. 貸付物件は、次のとおりとする。

物件番号	施設名	貸付場所	所在地
【 】			岩出市

2. 賃貸人は、貸付物件の使用目的を「自動販売機の設置」（以下、「指定用途」という。）とし、賃借人は、使用目的以外に使用してはならない。

3. 貸付期間は、令和3年7月1日から令和7年8月31日までとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印し、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃 貸 人 和歌山県岩出市西野209番地

岩出市長 中 芝 正 幸

賃 借 人 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

第1条 賃借人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、「岩出市行政財産の貸付けに関する要綱」、本件入札公告、募集要項及び仕様書の記載事項を遵守すること。

第2条 賃借人は、貸付物件を、貸付期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

(指定期日の変更等)

第3条 賃借人は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により指定期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、賃貸人の承認を求めなければならない。

第4条 前条の規定による賃借人の申請に対する賃貸人の承認は、文書によるものとする。

第5条 賃借人が第3条の承認をしたときは、第27条及び第29条の規定を適用しない。

(指定期日)

第6条 賃借人は、貸付物件を貸付期間開始日から60日以内に指定用途に供しなければならない。

(売上げ報告)

第7条 自動販売機の売上金額及び数量については、毎月報告するものとする。

(貸付料)

第8条 貸付料は、総額 金 円とする。

(貸付料の支払)

第9条 賃借人は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、賃貸人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次(令和3年度)	円	令和3年8月31日
第2年次(令和4年度)	円	令和4年3月31日
第3年次(令和5年度)	円	令和5年3月31日
第4年次(令和6年度)	円	令和6年3月31日
第5年次(令和7年度)	円	令和7年3月31日

(電気料金及びその支払方法)

第 10 条 賃借人は、岩出市役所庁舎等における自動販売機の設置に係る電気料金に関する要綱に基づき、電気料金を納付しなければならない。

(費用負担)

第 11 条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、賃借人の負担とする。ただし、第 27 条第 1 項第 1 号の規定によりこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りではない。

(延滞損害金)

第 12 条 賃借人が、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付せず、市長が別に定める期限を指定して督促状を発した場合において、なおその指定期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付する日までの日数に応じ、政府の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に規定する割合で延滞損害金を徴収する。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(充当の順序)

第 13 条 賃借人が、貸付料、電気料及び延滞金を納入すべき場合において、賃借人が納入した金額が貸付料、電気料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約の保証)

第 14 条 契約保証金は、免除する。

(業務遂行の責任者)

第 15 条 賃借人は、この契約に関して、賃貸人と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、賃貸人に書面で通知するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第 16 条 賃貸人は、貸付期間の初日（初日が閉庁日の場合は翌開庁日）に、貸付物件をその所在する場所において、賃借人に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第 17 条 賃借人は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他不備があることを発見しても、賃貸人に対し貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

第 18 条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

- 2 賃借人は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって賃貸人に申出を行い、賃貸人の承認を得なければならない。
- 3 賃貸人は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により賃借人に通知するものとする。

(維持補修等)

第 19 条 貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人は、貸付物件の維持補修の責めを負わないものとする。

(毀損等の報告)

- 第 20 条 賃借人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに賃貸人にその状況を報告しなければならない。
- 2 賃借人は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

- 第 21 条 賃借人は、貸付物件の賃貸権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。
- 2 賃借人は、この契約に係る自動販売機及び賃借人が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、賃借人は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第 22 条 賃貸人は、賃借人に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、賃借人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

- 第 23 条 賃借人は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに賃貸人に事故等の状況を報告しなければならない。
- 2 賃借人は、第 15 条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を賃貸人に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

- 第 24 条 賃借人は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、賃貸人の責めに帰すべき事由を除き、その賠償の責めを負うものとする。
- 2 賃貸人が、賃借人に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、賃貸人は、賃借人に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第 25 条 貸貸人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、貸貸人の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(秘密の保持)

第 26 条 貸貸人及び貸借人は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(貸貸借人の解除権等)

第 27 条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸貸人又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 貸借人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 貸借人が、この契約に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たされなくなったとき。
- (4) 貸借人のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められ、又は貸借人がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 貸借人が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 貸借人について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (7) 貸借人が、貸貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 貸借人の信用が著しく失墜したと貸貸人が認めたとき。
- (9) 貸借人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 貸借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重要な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等（地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 234 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する庁舎等をいう。）の行政財産としての用途又は目的を貸借人が妨げると認めたとき。
- (12) 貸借人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（貸借人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは行政財産貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい

は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 賃借人が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、賃貸人が賃借人に当該業務の実施について解除を求め、賃借人がこれに従わなかったとき。

(13) 前各号のほか、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項（第1号を除く。）の規定に該当することにより契約が解除された場合、賃借人は、当該解除の日から5年間は、賃貸人の行う自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する入札に参加できないものとする。

3 第1項第1号の規定に該当することにより契約が解除された場合、賃借人は、これによって生じた損失について、その補償を賃貸人に求めることができる。

4 賃借人は、賃貸借期間にかかわらず、いつでもこの契約を解除することができる。この場合において、賃借人は契約を解除する3ヶ月前までに書面で賃貸人に通知することとする。この場合は、賃借人は市が本契約書の貸付期間満了日までに実施する全ての自動販売機設置事業者の公募に参加できないものとする。

（談合による解除）

第28条 賃貸人は、前条の規定によるほか、賃借人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃借人が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除設置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 賃借人が公正取引委員会から独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決（排除措置命令又は納付命令の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起された場合を除く。）。

(4) 賃借人が、公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。

(5) 賃借人（賃借人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（違約金）

第29条 賃貸人は、前2条の規定又は賃借人の責めに帰すべき理由によりこの契約を解除したときは、第8条の貸付料の額の100分の10に相当する金額を違約金として、賃借人から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるとき、その全額又は端数を切り捨てるものとする。ただし、その該当するに至った事由が賃借人の責めに帰することができないものであると賃貸人が認めたときは、この限りではない。

2 前項に規定する場合において、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えると

きは、賃貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。

- 3 第1項に規定する違約金は、違約罰であつて、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(損害賠償)

第30条 賃借人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、賃貸人に支払わなければならない。ただし、第20条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項を本文に規定する場合のほか、賃借人がこの契約に定める義務を履行しないため、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害に相当する金額を損害賠償として、賃貸人に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第31条 賃借人は、この契約に関して第28条各号のいずれかに該当するときは、賃貸人が契約を解除するか否かを問わず、第8条の貸付料の額の100分の10に相当する額の賠償金に、この契約の締結の日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、政府の支払遅延防止等に関する法律第8条に規定する割合で計算した額の利息を付して賃貸人に支払わなければならない。ただし、第28条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合であつて、当該命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は賃貸人に金銭的損害を生じさせない行為であると賃貸人が認めるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、賃借人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃貸人は、賃借人の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、賃借人の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前項の額を賃貸人に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、賃貸人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、賃貸人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 4 第1項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(貸付物件の返還)

第32条 貸付期間が満了した場合、又は第27条第1項若しくは第28条の規定によりこの契約が解除された場合は、賃借人は、貸付物件を賃貸人の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(貸付料の返還等)

第33条 賃貸人は、第27条第1項第1号の規定によりこの契約を解除した場合、既納の貸付料のうち、賃借人が貸付物件を賃貸人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により算定した額を賃借人に返還するものとする。

2 貸貸人は、第 27 条第 1 項（第 1 号を除く。）及び同条第 4 項並びに第 28 条の規定により本契約を解除した場合、既納の貸付料を返還しない。

3 第 27 条第 1 項（第 1 号を除く。）及び同条第 4 項並びに第 28 条の規定により、この契約を解除したときは、解除により賃借人に損害があっても、貸貸人は損害を賠償する責めを負わない。

（有益費等の請求権の放棄）

第 34 条 賃借人は、第 32 条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸貸人に請求することができないものとする。

（返還金の相殺）

第 35 条 貸貸人は、第 33 条の規定により貸付料を返還する場合において、賃借人が第 29 条に定める違約金又は第 30 条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺する。

（疑義等の決定）

第 36 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、貸貸人と賃借人とで協議し決定するものとする。

（裁判の管轄）

第 37 条 この契約に関する訴訟は、和歌山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

災害対応型自動販売機の運用に関する協定書

岩出市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙間で締結した行政財産の貸付けに関する契約書に基づき設置されている乙の自動販売機の運用にかかる相互協力支援等について定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、岩出市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときをいう。

（協力支援の内容）

第3条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により災害対策本部を設置した場合であって、被災者に対し自動販売機を無料で提供する必要があると判断したときは、乙に対し、自動販売機の無料提供について要請し、当該無料提供を行うものとする。

2 自動販売機の無料提供は、前項に規定する無料提供の開始時から災害対策本部が廃止されるまでの間行うものとし、無料提供する商品は、自動販売機の機内在庫商品に限る。

（要請）

第4条 甲は前条第1項の規定による要請を行うときは、乙に対し災害対応型自動販売機無料提供要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請をすることができるものとし、当該要請の後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請書（口頭等による要請を含む。）を受領したときは、直ちに自動販売機の無料提供についてその可否を判断し、甲に対して口頭等により回答するとともに、延滞なく無料提供承諾等通知書（様式第2号）を回答するものとする。

（管理運用）

第5条 乙は、甲にこの協定の有効期間中自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。

2 甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知し、必要な場合は「預り証」（様式第3号）を発行するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、当該行政財産の貸付けに関する契約書の設置期間とする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し、この協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議し、解決に努めるものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印し、各1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県岩出市西野209番地
岩出市長 中 芝 正 幸

乙

様

岩出市長

災害対応型自動販売機無料提供要請書

災害対応型自動販売機の運用に関する協定第4条第1項の規定により、次のとおり要請します。

要請する理由	
対策本部設置日	年 月 日（ ）
電話要請日時	時 分
電話要請者（岩出市） 対応者 氏名	要請者 対応者
その他	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

岩出市長 様

《設置事業者》

年 月 日付けで要請のあった件について、災害対応型自動販売機の運用に関する協定書第4条第2項の規定により、次のとおり回答します。

対策本部設置日	年 月 日 ()
電話要請日時	時 分
電話要請者（岩出市） 対応者 氏名	要請者 対応者
無料提供の可否	可 ・ 否
その他	

自動販売機内在庫については、無料提供します。